

居宅介護サービス内容説明書

事業者が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

1 提供するサービス

居宅介護サービス

提供開始年月日 令和 年 月 日

支援内容()

支給量 時間／月(1回あたり上限 時間)

身体介護	共同実践	家事援助
☐ ① 清拭	☐ ① 調理	☐ ① 調理
☐ ② 入浴介助	☐ ② 洗濯	☐ ② 洗濯
☐ ③ 体位交換	☐ ③ 掃除	☐ ③ 掃除
☐ ④ 排泄介助	☐ ④ 買物	☐ ④ 買物
☐ ⑤ 整容介助	☐ ⑤ その他	☐ ⑤ 薬の受取
☐ ⑥ 食事介助		☐ ⑥ その他
☐ ⑦ 衣服の脱着		
☐ ⑧ 移動		
☐ ⑨ 服薬管理		
☐ ⑩ 通院介助		
☐ ⑪ その他		

- (1)このサービスの提供に当たっては、可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切にサービスを提供します。
- (2)サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし、分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- (3)サービスの提供に用いる器具等については、常に安全、衛生に注意します。特に、利用者の身体に接触する器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを uses。

2 担当の職員

あなたの担当の訪問介護職員は以下のとおりです。

() ()

() ()

上記の責任者は、()です。

3 担当職員の変更

- (1)あなたは、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、サービスの目

的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。

- (2)事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4 利用料

- (1)事業者は、あなたに対し、毎月15日までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付してお渡します。

- (2)毎月の利用料は、翌月25日までにお支払いください。

(支払い方法 ☐現金 ☐口座自動振替)

- (3)なお、実費負担として、買い物のご希望で自宅から10km以上の場合は、1回300円の実費を頂きます。

	金融機関名	口座番号
☐	JA 山口県	
☐	郵便局	

5 キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

ご利用の24時間前までに、連絡いただいた場合 無 料

ご利用の12時間前までに、連絡いただいた場合 200円

ご利用の12時間前までに、連絡がなかった場合 500円

6 その他

職員は、医療行為、各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。また、利用者のための家事・介護を行う業務であるため、庭の草刈りや他の家族の支援などを行うことはできません。

居宅介護サービス重要事項説明書

あなたに対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者概要

名称	社会福祉法人長門市社会福祉協議会
所在地	長門市東深川1321番地1
代表者名	会長 藤野 忠次郎
電話番号	0837-22-8294
FAX 番号	0837-22-4340

2 事業所概要

種類	指定居宅介護事業所
名称	ヘルパーステーションしあわせ長門
所在地	長門市東深川1321番地1
指定番号	平成26年9月1日 山口県3513300198
電話番号	0837-23-1616
FAX 番号	0837-22-4340
他の業務	指定訪問介護

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	1 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 職員体制

職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤兼務
サービス提供責任者	5人	常勤兼務5人
訪問介護員	20人以上	常勤5人・非常勤15人以上

5 営業時間

営業日	365日
営業時間	午前6時00分 ～ 午後10時00分

6 利用料

指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、当該居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1)交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円

7 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間(平日のみ)受付 電話番号 FAX 番号
ヘルパーステーションしあわせ長門 管理者 松下 香津恵	午前8時30分 ～ 午後5時15分 TEL:0837-23-1616 FAX:0837-22-4340
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 事務局	午前8時30分 ～ 午後5時15分 TEL:0837-22-8294 FAX:0837-22-4340
長門市役所 地域福祉課障害者支援班	午前8時30分 ～ 午後5時15分 TEL:0837-23-1243 FAX:0837-23-2061
山口県国民保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	午前9時 ～ 午後5時 TEL:083-995-1010 FAX:083-934-3665

8 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先及び担当の相談支援事業所に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
担当相談支援事業所	氏名	
	事業所名	
	所在地	
	電話番号	

9 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、市町村、関係機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置をとり、県へ報告します。

10 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	管理者 松下 香津恵
-------------	------------

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針を整備しています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

11 実施地域

長門市

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <u>無</u>
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

令和 年 月 日

(乙)事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり ☐甲1

☐甲2

に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙)居宅介護サービス事業者

所在地 長門市東深川1321番地1

事業所の名称 社会福祉法人長門市社会福祉協議会
ヘルパーステーションしあわせ長門

説明者

氏名

⑩

(甲)私は、重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。なお、サービス担当者会議等において必要であれば私や家族の個人情報を用いることを同意します。

(甲1)利用者 住所

氏名

⑩

(甲2)利用者の家族 住所

氏名

⑩